

## 2 第5期障害福祉計画に係る基本指針について

### (1) これまでの議論の経緯等について

市町村・都道府県の障害福祉計画は、現行の第4期計画の計画期間が平成29年度末までであること、また、児童福祉法の改正により、都道府県・市町村において障害児福祉計画を定めるものとされたことから、平成30年度を初年度とする第5期計画の作成に係る基本指針の見直しについて、昨年10月から社会保障審議会障害者部会で議論を重ね、去る1月6日に開催された障害者部会において、見直しの方向性について、了承されたところである。

なお、基本指針の告示については、パブリックコメント等の手続を経た上で、今年度末を目処に行う予定であるのでご了解願いたい。

### ◎第5期計画に係る基本指針の主な内容

#### 【主なポイント】

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 就労定着に向けた支援
- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 発達障害者支援の一層の充実

#### 【成果目標に関する事項】

- 施設入所者の地域生活への移行（継続）
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（項目の見直し）
- 地域生活支援拠点等の整備（継続）
- 福祉施設から一般就労への移行（拡充）
- 障害児支援の提供体制の整備等（新規）

#### 【その他】

- 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- 障害を理由とする差別の解消の推進
- 難病患者への一層の周知
- 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方 等

### (2) 基本指針見直しの主なポイント

#### 【地域における生活の維持及び継続の推進】

- 地域における生活の維持及び継続の推進を図るため、地域生活支援拠点等の整備を一層進めること及び、「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめを踏まえ、基幹相談支援センターの設置促進に向け、都道府県において基幹相談支援センターが設置されていない市町村

に対し、積極的な働きかけを行うこと等について、基本指針に追記を行う。

#### 【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すこと等について、基本指針に追記を行う。

#### 【就労定着に向けた支援】

- 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う就労定着支援のサービスが創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。

#### 【障害児のサービス提供体制の計画的な構築】

- 平成 28 年 5 月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、市町村及び都道府県に対し障害児福祉計画の作成を義務付けられることとなったため、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築することや、医療的ニーズへの対応を目指し、医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置等について、基本指針に追記を行う。

#### 【地域共生社会の実現に向けた取組】

- 全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民団体等による、法律や制度に基づかない活動への支援等を通じ、地域住民が主体的に地域づくりに取組むための仕組み作りや、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けた取組を計画的に推進すること等について、基本指針に追記を行う。

#### 【発達障害者支援の一層の充実】

- 地域の実情に応じた発達障害者支援の体制整備を計画的に図るため、発達障害者支援地域協議会設置が重要であることや、可能な限り身近な場所において、必要な支援を受けられるよう発達障害者支援センターの複数設置等の適切な配慮を行うこと等について、基本指針に追記を行う。

### (3) 成果目標に関する事項

基本指針第二における成果目標については、直近の状況等を踏まえて見直しを行うとともに、従来の「入院中の精神障害者の地域生活への移行」を変え、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」という成果目標を掲げ、成果目標の追加・変更を行う。更に就労定着支援や障害児支援の提供体制

の整備に関し、新たに成果目標を設定することとしている。

## ◎成果目標の見直しの概要

### 【施設入所者の地域生活への移行（継続）】

- 現在の基本指針では、
  - ・ 平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上が平成 29 年度末までに地域生活に移行することを基本とする。
  - ・ 平成 25 年度末時点の施設入所者数を平成 29 年度末までに 4 %以上削減することを基本とする。としている。
  
- 新しい基本指針では、基準となる時点を平成 25 年度末時点から平成 28 年度末時点へ変更するとともに、障害者の高齢化・重度化の状況等を踏まえて、平成 32 年度末における成果目標の設定を次のとおりとする。
  - ① 施設入所者の地域生活への移行  
平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9 %以上が地域生活へ移行することを基本とする。
  - ② 施設入所者の削減  
平成 28 年度末時点の施設入所者数の 2 %以上削減することを基本とする。

### 【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（項目の見直し）】

- 現在の基本指針では、
  - ・ 平成 29 年度における入院後 3 ヶ月時点の退院率を 64%以上とすることを基本とする。
  - ・ 平成 29 年度における入院後 1 年時点の退院率を 91%以上とすることを基本とする。
  - ・ 平成 29 年 6 月末時点の長期在院者数を平成 24 年 6 月末時点の長期在院者数から 18 パーセント以上削減することを基本とする。としている。
  
- 新しい基本指針では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、新たに平成 32 年度末における成果目標の設定を次のとおりとする。
  - ① 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況  
平成 32 年度末までに全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

- ② 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況  
平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。
- ③ 精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）  
平成 32 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）を、国が提示する推計式を用いて設定する。  
※なお、平成 32 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数の全国の目標値は、平成 26 年と比べて 3.9 万人から 2.8 万人減少になる見込みである。
- ④ 精神病床における早期退院率（入院後 3 か月時点、6 か月時点、1 年時点）  
平成 32 年度における入院後 3 か月時点の退院率を 69%以上、6 か月時点の退院率を 84%以上、1 年時点の退院率を 90%以上とすることを基本とする。

#### 【地域生活支援拠点等の整備（継続）】

- 現在の基本指針では、
- ・ 平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。
- としている。
- 新しい指針では、現在、地域生活支援拠点等の整備が必ずしも進んでいない状況に鑑み、現行の成果目標を維持し、平成 32 年度末における成果目標の設定を次のとおりとする。
- ・ 平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

#### 【福祉施設から一般就労への移行（拡充）】

- 現在の基本指針では、
- ・ 平成 29 年度中に平成 24 年度実績の 2 倍以上が福祉施設から一般就労へ移行することを基本とする。
  - ・ 平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末の利用者数から 6 割以上増加することを目指す。
  - ・ 平成 29 年度末において就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指す。
- としている。

- 新しい基本指針では、直近の状況等を踏まえて、平成 32 年度末における成果目標の設定を次のとおりとする。
  - ① 平成 32 年度中に平成 28 年度実績の 1.5 倍以上が福祉施設から一般就労へ移行することを基本とする。
  - ② 平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末の利用者数から 2 割以上増加することを目指す。
  - ③ 平成 32 年度末において就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指す。
  - ④ 就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本とする。

#### 【障害児支援の提供体制の整備等（新規）】

- 平成 28 年 5 月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、市町村及び都道府県に対し障害児福祉計画の作成を義務付けられることとなった。そのため、基本指針に障害児支援の提供体制の確保に関する成果目標の設定を次のとおりとする。
  - ① 平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
  - ② 平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
  - ③ 平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
  - ④ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

#### （４）その他の見直し

その他の見直しとして、下記の事項等について、基本指針に記載する。

#### 【障害者虐待の防止、養護者に対する支援】

- ① 都道府県及び市町村においては、相談支援専門員やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障害者等及び養護者の支援に当たるとともに、虐待の早

期発見と通報を行うことを求めること。

- ② 指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等の設置者・管理者に対し、虐待防止研修の受講を徹底するとともに虐待防止委員会の設置を促すなどの指導助言を継続的に行うこと。
- ③ 都道府県及び市町村は、相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について周知を図ること。
- ④ 市町村は、虐待を受けた障害者等の保護及び自立の支援を図るため、一時保護のために必要な居室の確保のために地域生活支援拠点を活用するとともに、都道府県は、必要に応じて、一時保護のために必要な居室の確保について市町村域を超えた広域的な調整を行うこと。
- ⑤ 指定障害児入所支援については、児童福祉法に基づき、被措置児童等虐待対応が図られるが、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等と同様に、入所児童に対する人権の擁護、虐待の防止等のため、職員に対する研修等の実施が必要であること。

#### 【障害を理由とする差別の解消の推進】

- ① 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の対象となる障害者はいわゆる障害者手帳の所持者に限られないこと。
- ② 都道府県及び市町村は、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動などを行う必要があること。

#### 【難病患者への一層の周知】

- ① 特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障害福祉サービス等の活用が促されるようにすること。
- ② 都道府県等は、相談支援専門員に向けた研修を行うに当たっては、難病患者や重症心身障害児者、医療的ケア児等の障害者の特性に応じた適切な支援についても十分に理解が図られるようなものとする。

#### 【意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方】

- ① 都道府県は、意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の機会を通じて、意思決定支援ガイドラインを活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対する普及を図るよう努めること。
- ② 市町村等が成年後見制度の利用促進に関する施策を講じるに当たっては、平成 29 年度以降に各市町村において作成に努めることとされている市町村成年後見制度利用促進基本計画との整合性が保たれるようにすることが望ましいこと。

# 第5期障害福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて

## 1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。今年度中に新たな指針を示す。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」を策定。次期計画期間はH30～32年度

## 2. 基本指針見直しの主なポイント

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 就労定着に向けた支援
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 発達障害者支援の一層の充実

## 3. 成果目標(計画期間が終了するH32年度末の目標)

### ① 施設入所者の地域生活への移行

- 地域移行者数: H28年度末施設入所者の9%以上
- 施設入所者数: H28年度末の2%以上削減
- ※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定

### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置
- 精神病床の1年以上入院患者数: 14.6万人～15.7万人に  
(H26年度末の18.5万人と比べて3.9万人～2.8万人減)
- 退院率: 入院後3ヵ月 69%、入院後6ヵ月84%、入院後1年90%  
(H27年時点の上位10%の都道府県の水準)

### ③ 地域生活支援拠点等の整備

- 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

### ④ 福祉施設から一般就労への移行

- 一般就労への移行者数: H28年度の1.5倍
- 就労移行支援事業利用者: H28年度の2割増
- 移行率3割以上の就労移行支援事業所: 5割以上
- ※ 実績を踏まえた目標設定
- 就労定着支援1年後の就労定着率: 80%以上(新)

### ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

- 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- 医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置(H30年度末まで)

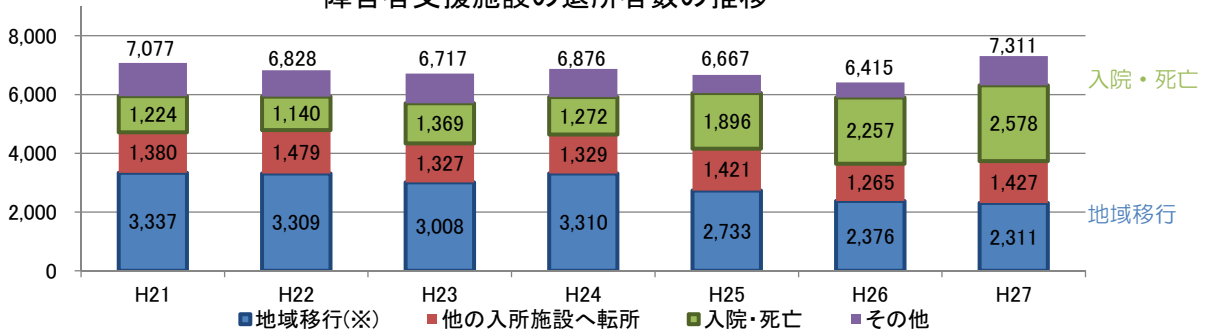
## 4. その他の見直し

- 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- 難病患者への一層の周知
- 障害者の芸術文化活動支援
- 障害を理由とする差別の解消の推進
- 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方 等

## 施設入所者の退所数の推移について(参考データ)

- 障害者支援施設からの退所者数は、年間7,000人前後で推移。
- 入所者の高齢化、重度化が進んでいる。
  - 65才以上障害者が増加 23,263人(構成比17.3%)(H25.3) → 27,835人(構成比21.2%)(H28.3)
  - 支援区分6(最重度)が増加 49,654人(構成比37.4%)(H25.3) → 60,864人(構成比46.4%)(H28.3)
- 退所理由として、「入院・死亡」が増加する一方で、「施設からの地域移行(就職、家庭復帰、自宅・GH・CHへの住み替え)」は減少傾向にある。

障害者支援施設の退所者数の推移

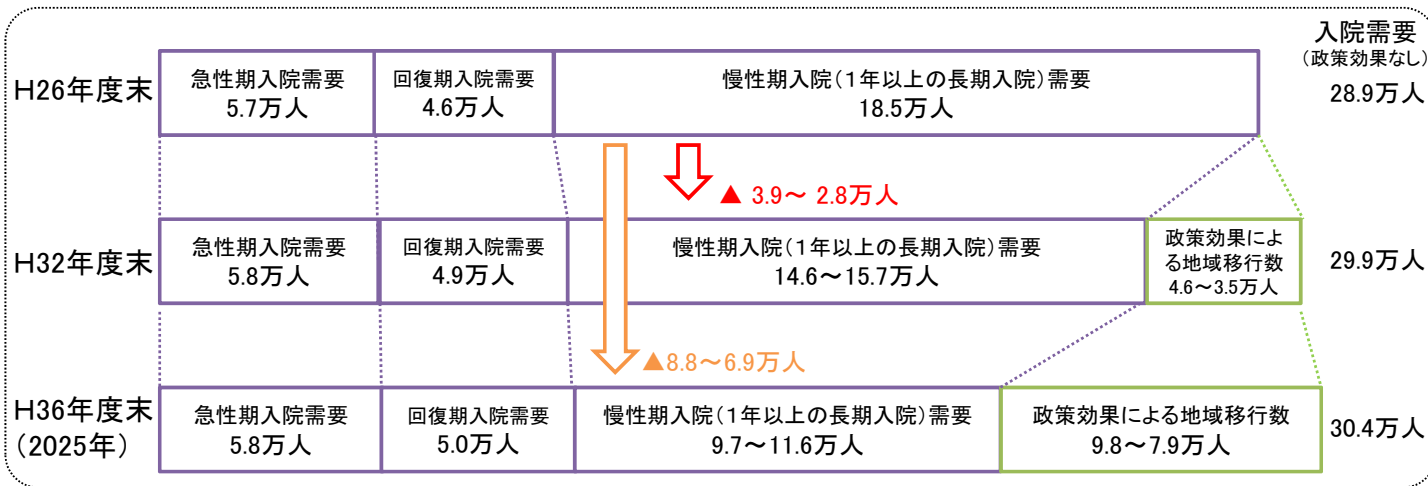


	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
総数	7077	6828	6717	6876	6667	6415	7311
就職	541	393	418	642	500	438	404
家庭復帰	1511	1448	1201	1153	1243	1016	966
他の社会福祉施設等へ転所	2665	2947	2716	2844	2411	2187	2368
うち自宅・GH・CH	1285	1468	1389	1515	990	922	941
入院	400	353	408	394	607	775	880
死亡	824	787	961	878	1289	1482	1698
その他	1136	900	1013	965	617	517	995

(※)「地域移行」・・・「就職」「家庭復帰」「他の社会福祉施設等への転所のうち、自宅・GH・CHへの入所者」の計(出典)社会福祉施設等調査(公表前年10月1日～公表年9月30日)

# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた目標設定

- 政策効果を見込まない将来の入院需要を推計し、①「地域移行を促す基盤整備」、②「治療抵抗性統合失調症治療薬の普及」、③「認知症施策の推進」による政策効果を差し引いて、入院需要の目標値を設定



平成36年度末(2025年)までの政策効果の見込みの内訳

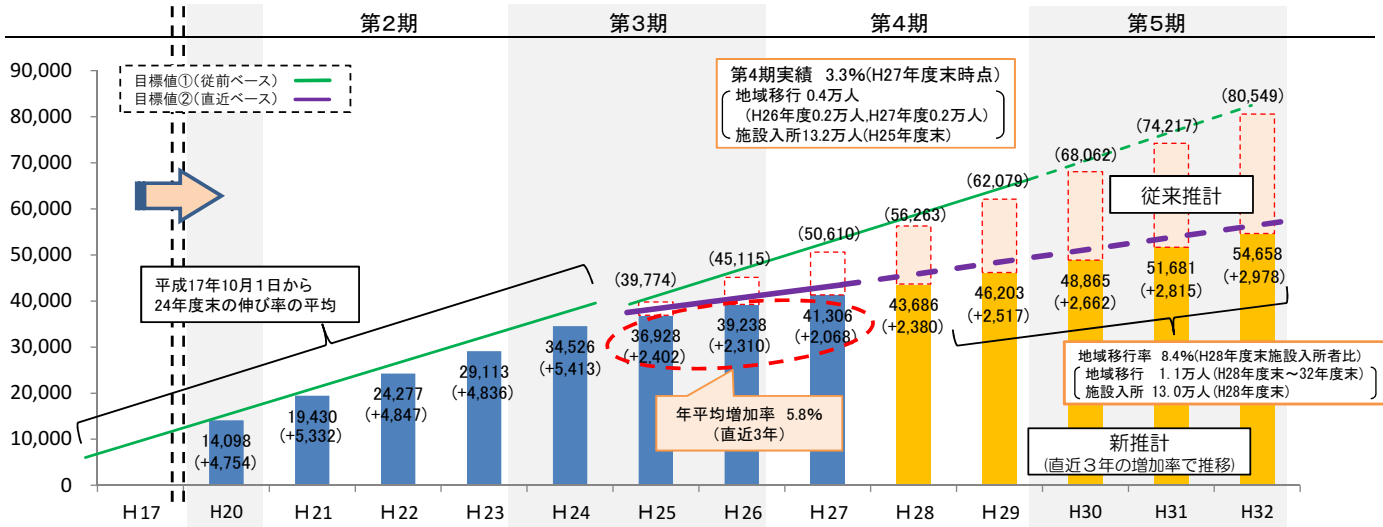
政策	地域移行する長期入院患者数の見込み(政策効果)	
① 地域移行を促す基盤整備	継続的な入院治療を要する長期入院患者(認知症除く)以外(長期入院患者(認知症除く)の30~40%)	6.2~4.7万人
② 治療抵抗性統合失調症治療薬の普及	継続的な入院治療を要する長期入院患者(認知症除く)の25~30%	2.8~2.7万人
③ 認知症施策の推進	認知症による長期入院患者の13~19%	0.8~0.5万人
合計		9.8~7.9万人

## (参考資料) 成果目標関係



# ①施設入所者の地域生活移行者数の推移について(参考データ)

## 施設入所者の地域生活移行者数の推移



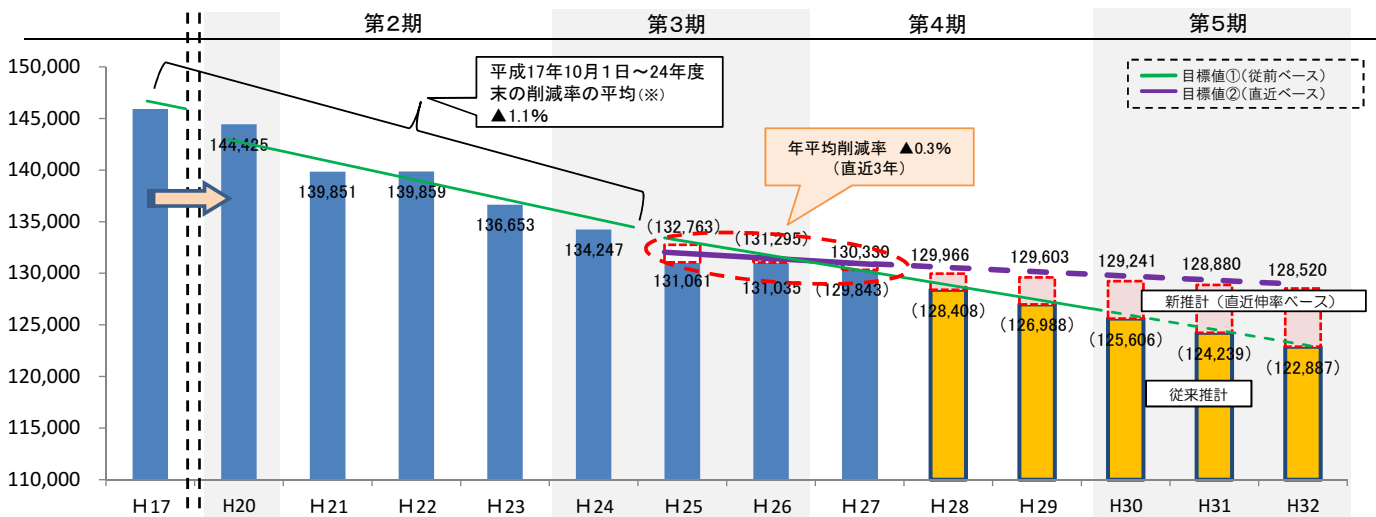
基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	10% (平成17年10月1日～23年度末(6.5年間))	30% (平成17年10月1日～26年度末(9.5年間))	12% (平成25年度末～29年度末(4年間))	9% (平成28年度末～32年度末(4年間))
都道府県障害福祉計画	14.5% (平成17年10月1日～23年度末(6.5年間))	25.2% (平成17年10月1日～26年度末(9.5年間))	12.0% (平成25年度末～29年度末(4年間))	—

平成21～23年度は10月1日数値、24年度～27年度は3月末数値。28年度以降(括弧書き)は推計。(出典:施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

# ①施設入所者数の推移について(参考データ)

## 施設入所者数の推移



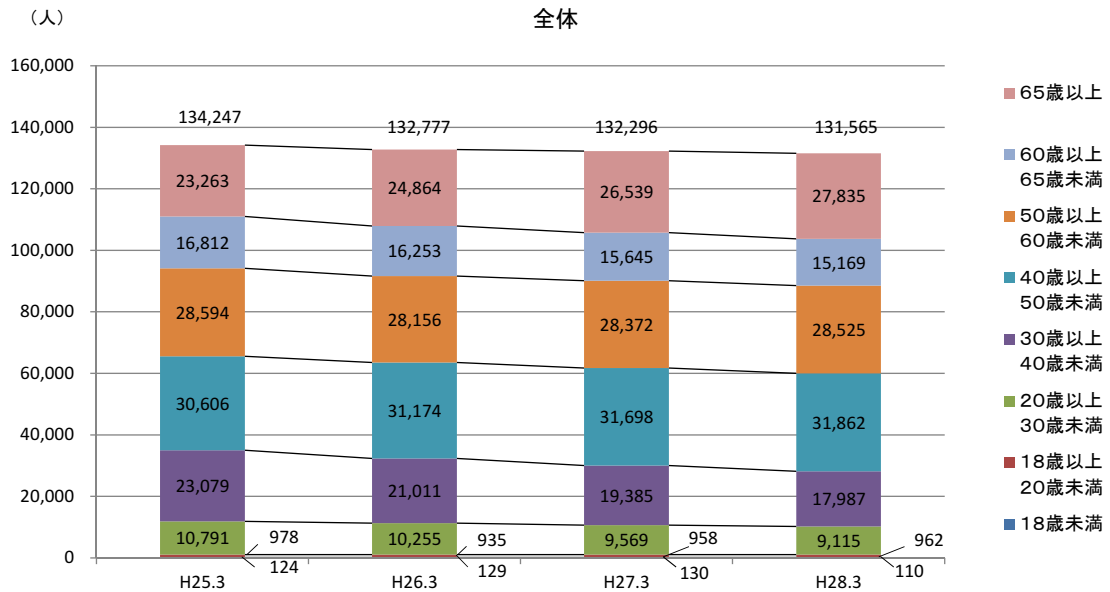
基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	▲7% (平成17年10月1日～23年度末(6.5年間))	▲10% (平成17年10月1日～26年度末(9.5年間))	▲4% (平成25年度末～29年度末(4年間))	▲2% (平成28年度末～32年度末(4年間))
都道府県障害福祉計画	▲8.4% (平成17年10月1日～23年度末(6.5年間))	▲15.4% (平成17年10月1日～26年度末(9.5年間))	▲3.8% (平成25年度末～29年度末(4年間))	—

平成17年度、平成20～23年度は10月1日数値。24年度～27年度は3月末数値。28年度以降(括弧書き)は推計。(出典: 国保連データ、社会福祉施設等調査、施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

# ①施設入所支援の利用者数の推移（年齢階級別）

○ 年齢階級別の利用者数について、28年3月時点の利用者数を25年3月時点の利用者数と比較すると、18歳未満については11.3%減少、18歳以上20歳未満については1.6%減少、20歳以上30歳未満については15.5%減少、30歳以上40歳未満については22.1%減少、40歳以上50歳未満については4.1%増加、50歳以上60歳未満については0.2%減少、60歳以上65歳未満については9.8%減少、65歳以上については19.7%増加している。

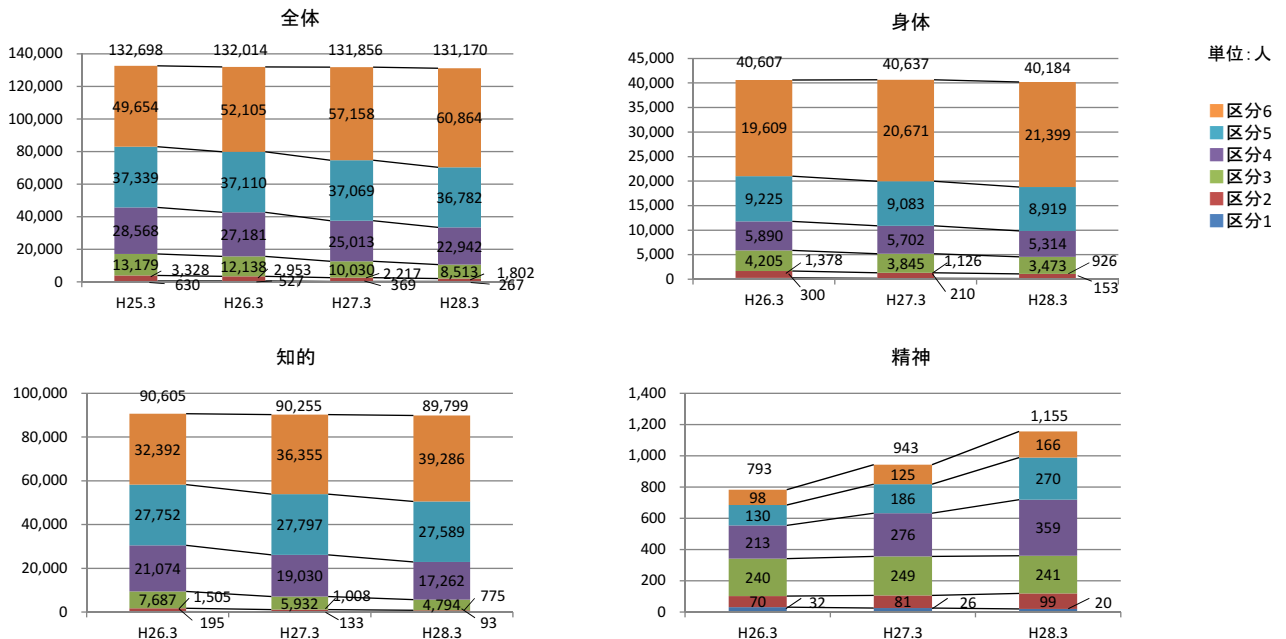


(出典: 国保連データ)

# ①施設入所支援の利用者数の推移（障害支援区分別）

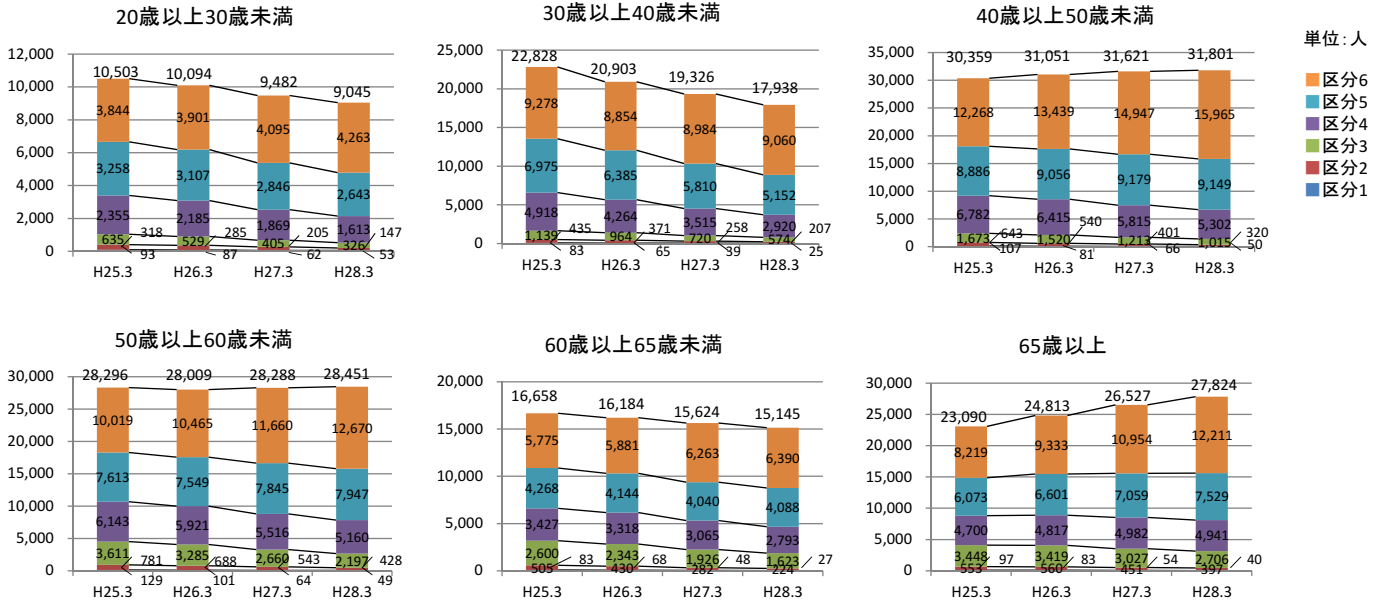
○ 障害支援区分別の利用者数について、28年3月時点の利用者数を25年3月時点の利用者数と比較すると、区分1については57.6%減少、区分2については45.9%減少、区分3については35.4%減少、区分4については19.7%減少、区分5については1.5%減少、区分6については22.6%増加している。

○ 障害種別でみると、28年3月時点の利用者数を26年3月時点の利用者数と比較すると、区分6については、身体障害者は9.1%増加、知的障害者は21.3%増加、精神障害者は69.4%増加している。



# ①施設入所支援の利用者数の推移（年齢階級別×障害支援区分別）

- いずれの年齢階級においても、区分6の利用者が増加している（ただし、30歳以上40歳未満を除く）。
- 年齢階級別にみると、28年3月時点の利用者数を25年3月時点の利用者数と比較すると、区分6については、20歳以上30歳未満は10.9%増加、30歳以上40歳未満は2.3%減少、40歳以上50歳未満は30.1%増加、50歳以上60歳未満は26.5%増加、60歳以上65歳未満は10.6%増加、65歳以上は48.6%増加している。



## ②医療計画、障害福祉計画におけるアウトカム指標の見直しについて

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの進捗状況の評価する観点  
⇒国が提示する推計式を用いて、各都道府県において、平成32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標を設定

### ➤ 平成26年

平成26年	急性期入院需要	回復期入院需要	慢性期入院需要	うち65歳以上	うち65歳未満	合計入院需要
	5.7万人	4.6万人	18.5万人	10.6万人	7.8万人	28.9万人

▲ 3.9～2.8万人

### ➤ 平成32年度末(第5期障害福祉計画の最終年度)における全国の目標値

平成32年度末	急性期入院需要	回復期入院需要	慢性期入院需要	うち65歳以上	うち65歳未満	合計入院需要	地域移行に伴う基盤整備量	うち65歳以上	うち65歳未満
最大	5.8万人	4.9万人	14.6万人	9.2万人	5.4万人	25.3万人	4.6万人	2.5万人	2.0万人
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
最小	5.8万人	4.9万人	15.7万人	9.8万人	5.8万人	26.3万人	3.5万人	1.9万人	1.6万人

### ➤ 平成37年(2025年)における全国の目標値

※障害福祉計画等に基づき地域の基盤整備を実施。

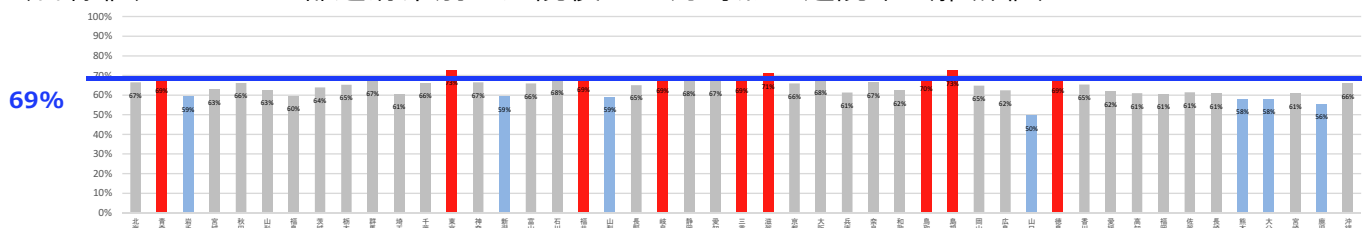
平成37年(2025年)	急性期入院需要	回復期入院需要	慢性期入院需要	うち65歳以上	うち65歳未満	合計入院需要	地域移行に伴う基盤整備量	うち65歳以上	うち65歳未満
最大	5.8万人	5.0万人	9.7万人	6.5万人	3.2万人	20.6万人	9.8万人	5.5万人	4.3万人
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
最小	5.8万人	5.0万人	11.6万人	7.6万人	4.0万人	22.5万人	7.9万人	4.4万人	3.5万人

## ②医療計画、障害福祉計画におけるアウトカム指標の見直しについて

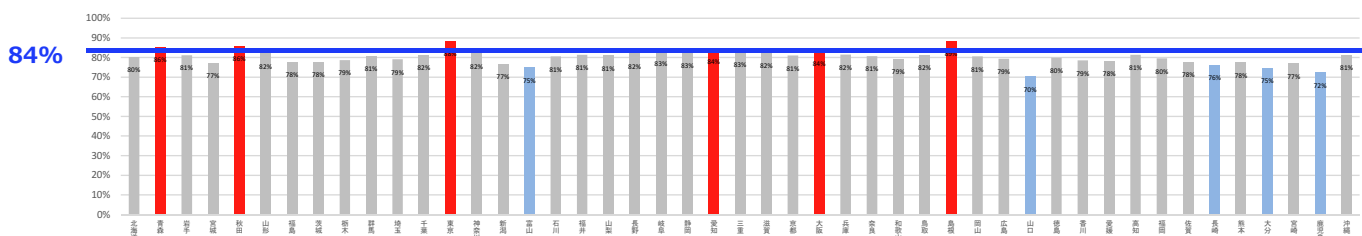
(目標値)

都道府県別の入院後3か月時点の退院率(推計値)

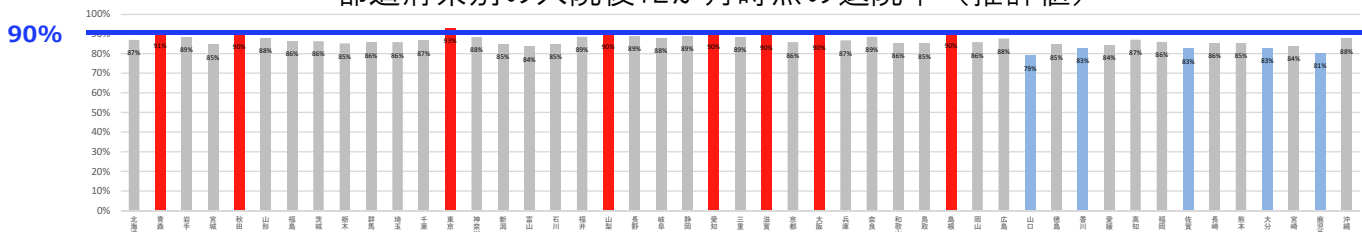
上位10%



都道府県別の入院後6か月時点の退院率(推計値)



都道府県別の入院後12か月時点の退院率(推計値)



※NDBを活用して計算

※平成27年6月退院患者を対象に作成した推計退院曲線から算出  
 出典:平成28年度厚生労働行政推進調査「精神科医療提供体制の機能強化を推進する政策研究」(研究代表者:山之内芳雄)からの報告

## ③地域生活支援拠点等の全国の整備状況について(速報値)

※ 障害福祉課調べ

○ 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について、平成28年9月時点で調査を行ったところ、20市町村及び2圏域において整備済となっている。(全国の自治体数1,741、圏域数352)

### ① 地域生活支援拠点等の整備数(予定含む)

平成28年9月時点で整備済	20市町村	2圏域
平成28年度整備予定	8市町村	0圏域
平成29年度整備予定	256市町村	79圏域
未定	938市町村	56圏域

### ② 整備類型(予定含む)

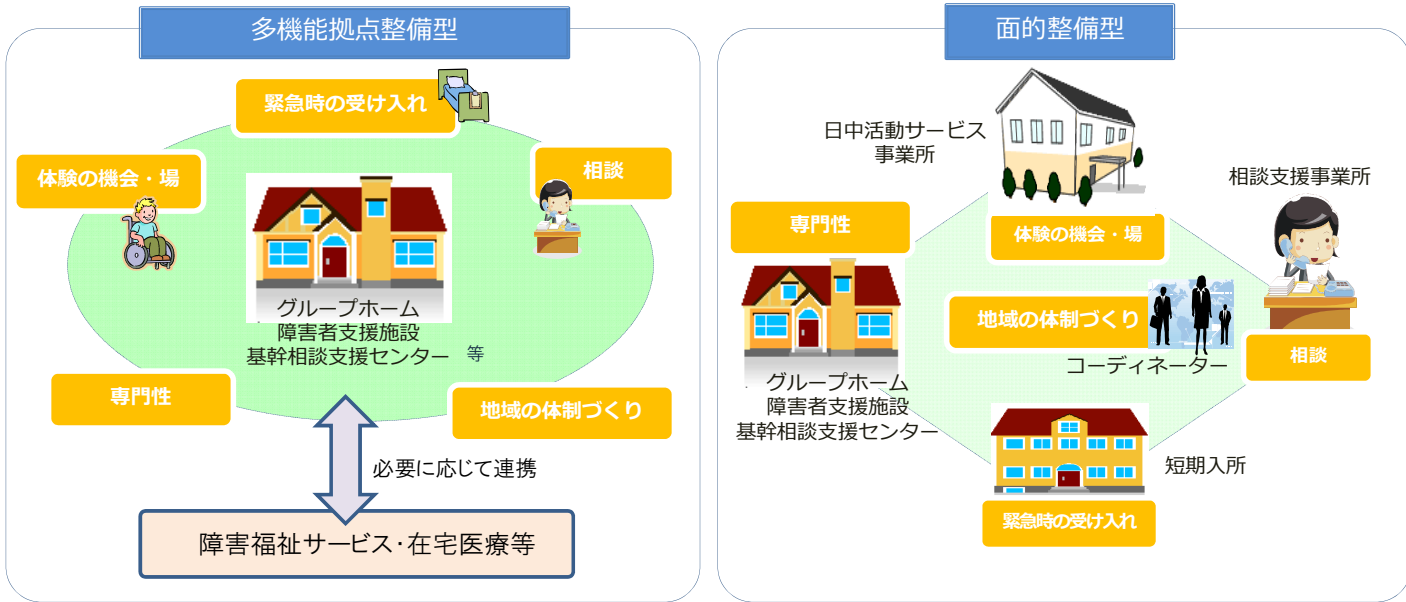
多機能拠点整備型	42市町村	2圏域
面的整備型	235市町村	69圏域
多機能拠点整備型+面的整備型	26市町村	4圏域
その他	0市町村	0圏域
未定	919市町村	62圏域

### ③地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

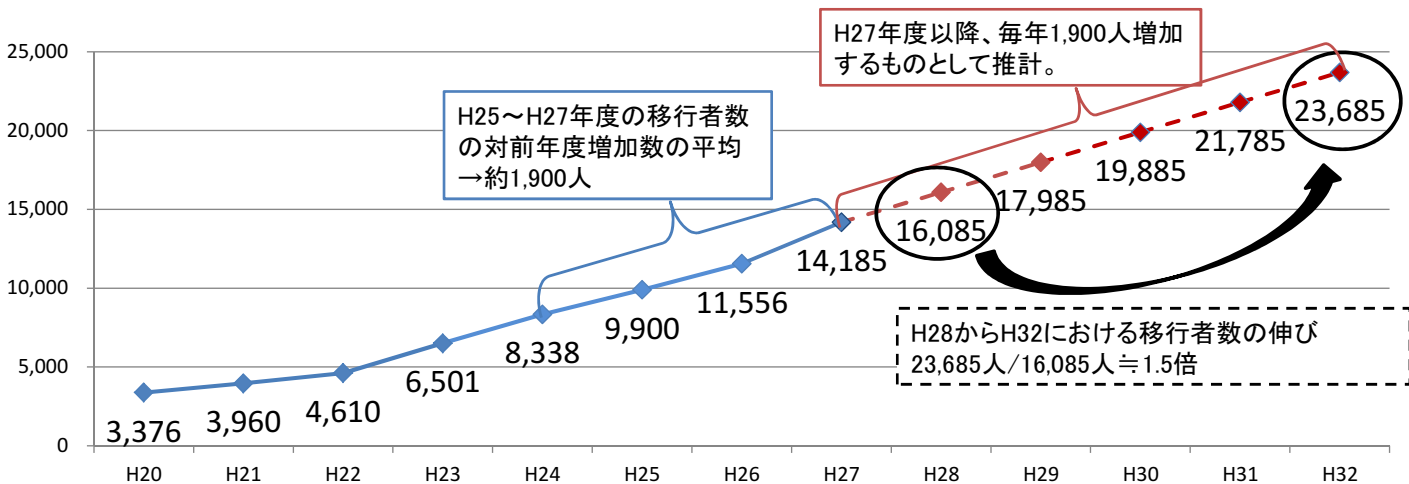
●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



### ④就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の推移について(参考データ)

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の推移

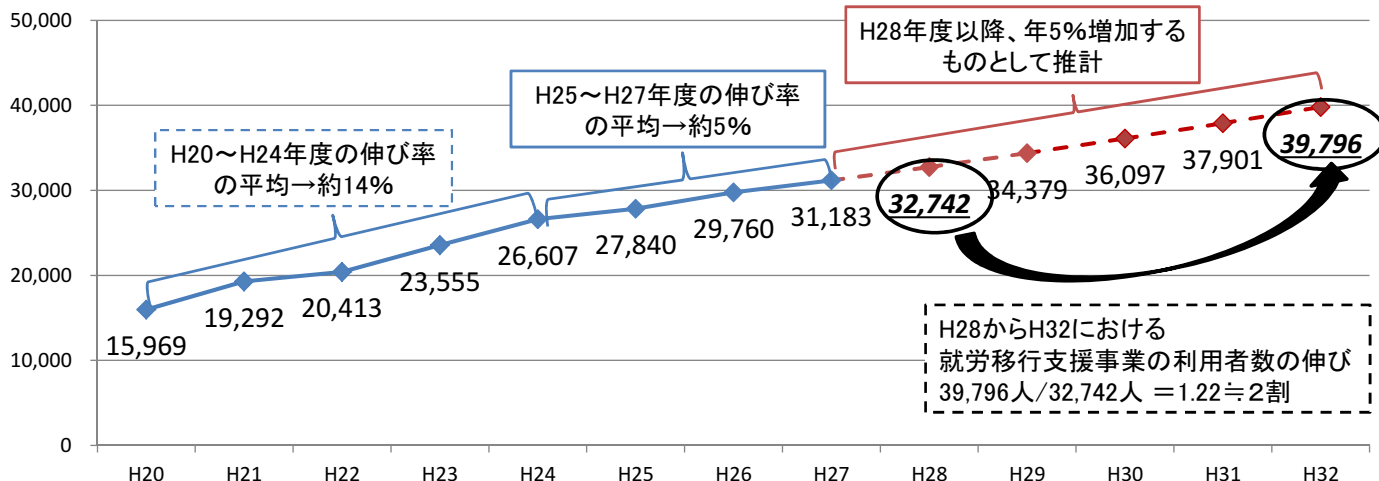


基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値【再掲】

目標値	第1~2期 (平成18~23年度)	第3期 (平成24~26年度)	第4期 (平成27~29年度)	第5期 (平成30~32年度)
基本指針	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上	平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上
都道府県障害福祉計画	4倍	4.2倍	2倍	—

## ④就労移行支援の利用者数の推移について(参考データ)

就労移行支援事業の利用者数の推移



(出典)国保連データ(各年度の3月サービス提供分)

基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値【再掲】

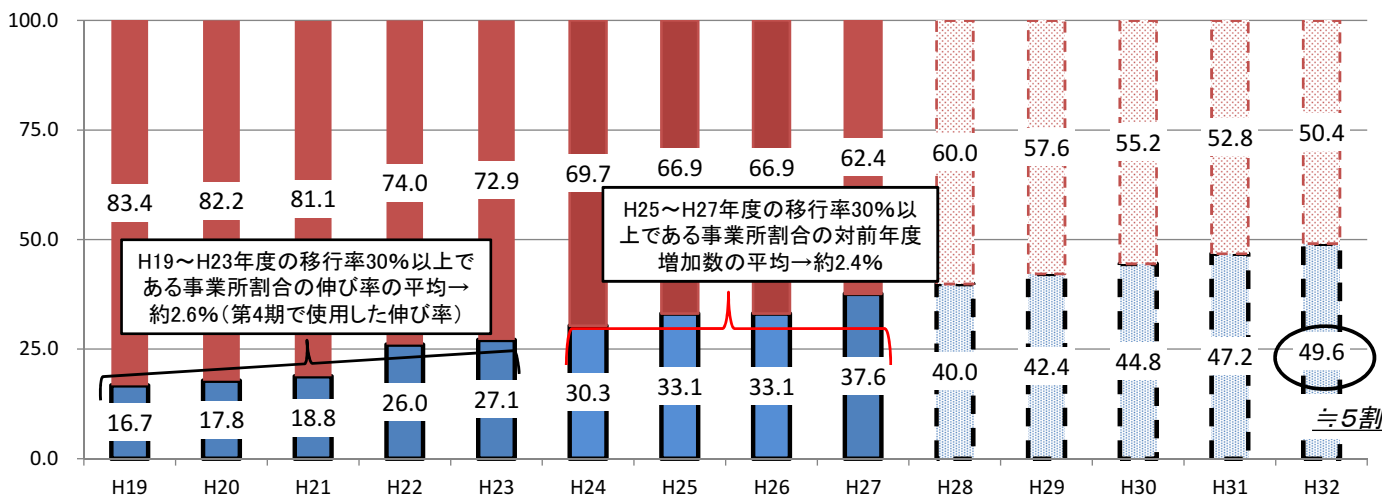
目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用	福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用	就労移行支援事業の利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加	就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加
都道府県障害福祉計画	7.5%	8.1%	1.6倍	—

(注)福祉施設…生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援事業所

## ④就労移行支援の事業所ごとの就労移行率の推移について(参考データ)

就労移行支援事業の就労移行率の割合の推移

■30%以上 ■30%未満



基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値【再掲】

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	—	—	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上
都道府県障害福祉計画	—	—	50.2%	—

## ④就労定着支援による職場定着率に関する目標について

### 就労定着支援の創設について

- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズは多様化・増加していくものと考えられる。そこで、一般の障害者総合支援法の改正により、障害者就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、新たな障害福祉サービスとして、就労定着支援が創設されたところ。

### 成果目標(案)

- 第5期障害福祉計画の基本指針においては、障害者の就労定着を推進するため、就労定着支援事業の定着率に関する成果目標を設定することとしてはどうか。また、障害者就業・生活支援センターを利用して就職した者の就職後1年経過時点の職場定着率を参考に、以下の数値目標を設定してはどうか。

### 【成果目標(案)】

各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを基本とする。

※ また、同事業の効果を検討するため、今後、長期的な定着率も集計することも検討。

### (参考)障害者就業・生活支援センター 就職者の職場定着率

	6か月後定着率	1年後定着率
平成26年度	83.9%	75.5%
平成27年度	84.4%	76.5%

(注1)障害者就業・生活支援センターの支援対象者は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者  
(注2)就労定着支援の支援対象者は、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者を想定

## ⑤成果目標(一) 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築について

### 障害児通所支援の現状について

- 都道府県の障害保健福祉圏域別の障害児通所支援及び障害児相談支援の状況をみると、児童発達支援や放課後等デイサービス、障害児相談支援の事業所は、ほとんどの圏域において、少なくとも1カ所以上が指定されている状況にある。
- しかしながら、児童発達支援を行う事業所のうち、児童発達支援に加え、保育所等訪問支援などの地域支援を行い、障害児支援の中核的な施設となる児童発達支援センターについては、すべての圏域で配置されているという状況に至っていない。
- また、保育所等訪問支援についても、すべての圏域で配置されているという状況に至っていない。

#### □ 圏域ごとの事業所指定状況

- ・ 児童発達支援(児童発達支援センターを含む) 97.4%
- ・ 放課後等デイサービス 96.9%
- ・ 保育所等訪問支援 72.6%
- ・ 障害児相談支援 100%

[平成27年4月1日現在 障害児・発達障害者支援室調べ]

#### □ 圏域ごとの事業所の配置状況

- ・ 児童発達支援センター 65%(保育所等訪問支援を実施している児童発達支援センター 58%)

[平成28年4月1日現在 障害児・発達障害者支援室調べ]

### 成果目標(案)

- 上記の現状を踏まえ、次期基本指針においては、重層的な地域支援体制の構築を目指すため、以下のように成果目標を設定してはどうか。
  - ・ 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。
  - ・ 地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村(又は圏域)に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

## ⑤成果目標(二) 医療的ニーズへの対応について

### 医療的ニーズへの対応状況について

- こうした障害児通所支援が整備されたとしても、医療的ニーズの高い重症心身障害児は、一般の障害児通所支援で支援を受けることは難しい状況にある。このため、重症心身障害児を主に支援する事業所が必要となるが、こうした事業所は少なく、身近な地域で支援が受けられる状況にはなっていない。
- 主に重症心身障害児の発達支援を行っている事業所の割合
  - ・ 児童発達支援 248カ所(事業所全体の6.3%)
  - ・ 放課後等デイサービス 354カ所(事業所全体の4.1%)[平成28年5月 国保連データ。重症心身障害児に対し支援を行う場合の単価を算定している事業所数を集計]
- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児(重症心身障害児のうち医療的ケアが必要な障害児を含む)が増加している。
 

医療的ケア児がそれぞれの地域で適切な支援を受けられるよう、先般の児童福祉法改正において、「地方公共団体は、人工呼吸器等を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連携調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならない」と規定されたところである。

  - ・ 関係機関の協議の場を設置している自治体…大阪府、三重県など

### 成果目標等(案)

- 上記の現状を踏まえ、次期基本指針においては、以下のように成果目標を設定してはどうか。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
  - ・ 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で確保することもできるものとする。
- 医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置
  - ・ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県の関与の下、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。
- 上記に加え、医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターの配置の促進を基本指針に位置づけることとしてはどうか。
  - ・ 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の各市町村への配置(市町村単独での配置が困難な場合は圏域での配置も可)促進を図る。

## ⑤障害児支援の現状について

### 【支援ごとの施設・事業者数及び利用者数】

	施設・事業者数 (か所)	利用者数 (人)
児童発達支援	4,097	75,330
医療型児童発達支援	97	2,299
放課後等デイサービス	8,721	133,687
保育所等訪問支援	474	3,530
福祉型障害児入所施設	191	1,612
医療型障害児入所施設	186	1,998
障害児相談支援	3,499	33,692

(注)施設・事業者数及び利用者数は平成28年6月現在の国保連データ

### 【障害福祉圏域ごとの事業所指定状況】

児童発達支援 (児童発達支援センターを含む)	97.4%
放課後等デイサービス	96.9%
保育所等訪問支援	72.6%
障害児相談支援	100%

【平成27年4月1日 障害児・発達障害者支援室調べ】

### 【障害福祉圏域ごとの事業所指定状況】

児童発達支援センター	65%
保育所等訪問支援を実施している 児童発達支援センター	58%

【平成28年4月1日 障害児・発達障害者支援室調べ】



# 発達障害者支援の一層の充実について

## 発達障害者支援法の改正

- 発達障害者支援法の改正により、以下のことが規定された。
  - ・ 都道府県及び指定都市(以下「都道府県等」という。)は、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者支援に従事する関係者等により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができること。
  - ・ 都道府県等は、発達障害者の支援を行うに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者及びその家族その他の関係者が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすること。

## 基本指針への記載(案)

- 上記の改正を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、「第一 三 相談支援の体制の確保に関する基本的考え方」に次のことを規定してはどうか。
  - ・ 地域における発達障害者の課題について情報共有を図るとともに、自治体内の支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証し、地域の実情に応じた体制整備を計画的に行うため、発達障害者支援地域協議会の設置が重要であること。
  - ・ 都道府県等は、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるようにするため、発達障害者支援センターの複数設置や発達障害者地域支援マネジャーの配置などの適切な配慮を行うこと。

## 活動指標(案)

- 上記の基本的考え方を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、発達障害者支援地域協議会並びに発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの活動指標を次のように設定してはどうか。

### 【活動指標】

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数
- 発達障害者支援センターの相談件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関や地域住民への研修、啓発件数

## 発達障害者支援法の一部を改正する法律 概要

- 障害者をめぐる国内外の動向…障害者権利条約の署名(平成19年)・批准(平成26年)  
障害者基本法の改正(平成23年)等
- 発達障害者支援法の施行の状況…平成17年の施行後、約10年が経過

発達障害者の支援の一層の充実を図るため、  
法律の全般にわたって改正

### 第1 総則

- (1) 目的(第1条)  
切れ目ない支援の重要性に鑑み、障害者基本法の理念にのっとり、共生社会の実現に資することを目的に規定
- (2) 発達障害者の定義(第2条)  
発達障害がある者であって発達障害及び「社会的障壁」により日常生活・社会生活に制限を受けるもの  
※ 社会的障壁：発達障害がある者にとって日常生活・社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
- (3) 基本理念(第2条の2)  
発達障害者の支援は  
① 社会参加の機会の確保、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない  
② 社会的障壁の除去に資する  
③ 個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、関係機関等の緊密な連携の下に、意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行う
- (4) 国及び地方公共団体の責務(第3条)  
相談に総合的に応じられるよう、関係機関等との有機的な連携の下に必要な相談体制を整備
- (5) 国民の責務(第4条)  
個々の発達障害者の特性等に関する理解を深め、発達障害者の自立及び社会参加に協力するよう努める

### 第2 発達障害者の支援のための施策

- (1) 発達障害の疑いがある場合の支援(第5条)  
発達障害の疑いのある児童の保護者への継続的な相談、情報提供及び助言
- (2) 教育(第8条)  
発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮  
個別的教育支援計画・個別の指導計画の作成の推進、いじめの防止等の対策の推進
- (3) 情報の共有の促進(第9条の2)  
個人情報の保護に十分配慮しつつ、支援に資する情報共有の促進のため必要な措置を講じる
- (4) 就労の支援(第10条)  
主体に国を規定、就労定着の支援を規定、事業主は雇用の機会の確保、雇用の安定に努める
- (5) 地域での生活支援(第11条)  
性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じた地域での生活支援
- (6) 権利利益の擁護(第12条)  
差別の解消、いじめの防止等及び虐待の防止等のための対策推進、成年後見制度が適切に行われ又は広く利用されるようにすること
- (7) 司法手続における配慮(第12条の2)  
司法手続において個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保等の適切な配慮
- (8) 発達障害者の家族等への支援(第13条)  
家族その他の関係者に対し、情報提供、家族が互いに支え合うための活動の支援等

### 第3 発達障害者支援センター等

- (1) センター等による支援に関する配慮(第14条)  
センター等の業務を行うに当たり、可能な限り身近な場所で必要な支援を受けられるよう配慮
- (2) 発達障害者支援地域協議会(第19条の2)  
支援体制の課題共有・連携緊密化・体制整備協議のため都道府県・指定都市に設置

### 第4 補則

- (1) 国民に対する普及及び啓発(第21条)  
学校、地域、家庭、職域等を通じた啓発活動
- (2) 専門的知識を有する人材の確保等(第23条)  
専門的知識を有する人材の確保・養成・資質の向上を図るため、個々の発達障害者の特性等に関する理解を深めるための研修等を実施
- (3) 調査研究(第24条)  
性別、年齢等を考慮しつつ、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、個々の発達障害の原因の究明等に関する調査研究

### 第5 その他

- (1) 施行期日(附則第1項)  
公布日から3月内の政令で定める日
- (2) 検討(附則第2項)  
国際的動向等を動案し、知的発達等の疑いがある者等について実態調査を行い、支援の在り方について検討等

# 個別施策に係る見直し事項

- ①「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ②障害を理由とする差別の解消の推進
- ③障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- ④発達障害者支援の一層の充実
- ⑤難病患者への一層の周知
- ⑥基幹相談支援センターの設置促進等
- ⑦意思決定支援及び成年後見制度の利用促進の在り方
- ⑧情報公表制度による質の向上
- ⑨利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実
- ⑩障害福祉人材の確保

## ①「地域共生社会」の実現に向けた取組について

### 基本的な考え方

- ニッポン一億総活躍プランでは、全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに作り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組を行うべきとされている。
  - そこで、「地域共生社会」を実現するため、厚生労働省においては、厚生労働大臣の下、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げる等により、
    - ・ 地域課題の解決力の強化や地域丸ごとのつながりの強化を内容とした「我が事・丸ごとの地域づくり」を推進すべきこと
    - ・ サービスの提供体制や行政による支援体制の包括化等を内容とする「丸ごとの支援体制づくり」を推進すべきこと
- 等について議論を行っている。

### 基本指針への記載(案)

- 上記を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、「第一 基本理念」における新規の項目として「地域共生社会の実現」を設け、次のことを記載してはどうか。
  - ・ 全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民団体等による、法律や制度に基づかない活動への支援等を通じ、地域住民が主体的に地域づくりに取組むための仕組み作りや、地域の実情に応じ、制度の縦割りを超えて柔軟にサービスを確保する等の取組、更には医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けた取組等を計画的に推進すること。
- また、障害者を持つ子の親が高齢化し介護を要する状態となっている世帯など、複合的な支援を要する世帯への対応が課題となっていることを踏まえ、「第一 三 相談支援の体制の基本的考え方」に次のことを規定してはどうか。
  - ・ 相談支援を提供するに当たっては、障害者等及びその世帯等が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービス利用につなげる等行政機関その他関係機関との連携に努めること。
- さらに、「第三 一 障害福祉計画等の作成に関する基本的事項」において、障害福祉計画等の作成に当たり連携すべき関係機関や自治体担当部局として、現行の記載に加え、介護や児童福祉等の関係機関等が含まれることを明示することとしてはどうか。

## ②障害を理由とする差別の解消の推進について

### 基本的な考え方

- 平成28年4月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律により、以下のことが規定された。
  - ・ 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないこと。
  - ・ 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならないこと。
  - ・ 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うこと。



### 基本指針への記載(案)

- 上記を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、「第四 ー その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項」に次のことを規定してはどうか。
  - ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の対象となる障害者はいわゆる障害者手帳の所持者に限られないこと。
  - ・ 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要であること。
  - ・ 福祉分野の事業者は、厚生労働省が作成した「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」を踏まえ、必要かつ合理的な配慮などについて、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待されること。

## ③障害者虐待の防止、養護者に対する支援について

### 障害者虐待防止対策の現状

- 平成24年10月の障害者虐待防止法施行以降、都道府県及び市町村においては、虐待の未然防止、虐待への迅速・適切な対応、再発防止等の取組が進んでいるが、依然として、虐待による死亡等の重大事案も発生しており、引き続き虐待防止対策の推進が必要である。
- また、障害者虐待防止法の附則においては、学校、保育所等、医療機関、官公署における虐待防止の体制の在り方とともに、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化、虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援のための制度等について、法律の施行後3年を目途として、施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。



### 基本指針への記載(案)

上記を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、「第三 三 4 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置」から「第四 ー その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項」に記載箇所を移すとともに、次の記載を加えてはどうか。

- 都道府県及び市町村は、
  - ・ 相談支援専門員やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障害者等及び養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見と通報を行うことを求めること。
  - ・ 指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等の設置者・管理者に対し、虐待防止研修の受講を徹底するとともに虐待防止委員会の設置を促すなどの指導助言を継続的に行うこと。
- 都道府県及び市町村は、相談支援事業者が継続サービス利用支援により、居宅・施設等へ訪問し障害者等やその世帯の状況等を把握することが可能であることに鑑み、相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について周知を図ること。
- 市町村は、虐待を受けた障害者等の保護及び自立の支援を図るため、一時保護のために必要な居室の確保のために地域生活支援拠点を活用するとともに、都道府県は、必要に応じて、一時保護のために必要な居室の確保について市町村域を超えた広域的な調整を行うこと。
- 指定障害児入所支援については、児童福祉法に基づき、被措置児童等虐待対応が図られるが、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等と同様に、入所児童に対する人権の擁護、虐待の防止等のため、職員に対する研修等の実施が必要であること。

## ④発達障害者支援の一層の充実について

### 発達障害者支援法の改正

- 発達障害者支援法の改正により、以下のことが規定された。
  - ・ 都道府県及び指定都市(以下「都道府県等」という。)は、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者支援に従事する関係者等により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができること。
  - ・ 都道府県等は、発達障害者の支援を行うに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者及びその家族その他の関係者が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすること。

### 基本指針への記載(案)

- 上記の改正を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、「第一 三 相談支援の体制の確保に関する基本的考え方」に次のことを規定してはどうか。
  - ・ 地域における発達障害者の課題について情報共有を図るとともに、自治体内の支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証し、地域の実情に応じた体制整備を計画的に行うため、発達障害者支援地域協議会の設置が重要であること。
  - ・ 都道府県等は、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるようにするため、発達障害者支援センターの複数設置や発達障害者地域支援マネジャーの配置などの適切な配慮を行うこと。

### 活動指標(案)

- 上記の基本的考え方を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、発達障害者支援地域協議会並びに発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの活動指標を次のように設定してはどうか。

#### 【活動指標】

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数
- 発達障害者支援センターの相談件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関や地域住民への研修、啓発件数

## ⑤難病患者への一層の周知について

### 基本的な考え方

- 障害者総合支援法が施行された平成25年度より、障害福祉サービス等の対象となる障害者等について、従来の身体障害者、知的障害者及び精神障害者に加え、難病患者も含むこととした。
- そこで、難病患者が円滑に障害福祉サービス等を受けることが出来るよう、対象となる疾病を記載したリーフレットや「難病患者等に対する認定マニュアル」の作成等の取組を行うとともに、現行の基本指針上においても、難病患者が障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨について周知を行うべきことを盛り込んでいる。
- ただし、難病患者における障害福祉サービスの利用者数は約2千人(※)に留まっていることも踏まえれば、難病患者が障害福祉サービス等を円滑に利用しやすくするため、今後、制度の周知等に係る更なる施策を講じる必要があると考えられる。

※ 難病による障害福祉サービスの利用者数であり、障害者手帳所持者は除く。(国保連データ：平成28年6月サービス提供分より)

### 基本指針への記載(案)

- 上記の状況を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、「第一 一 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等」に次のことを規定してはどうか。
  - ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)に基づき特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障害福祉サービス等の活用が促されるようにする。
- また、「第三 4 (一)サービス提供に係る人材の研修」に次のことを規定してはどうか。
  - ・ 都道府県等は、相談支援専門員に向けた研修を行うに当たっては、難病患者や重症心身障害児等、医療的ケア児等の障害者の特性に応じた適切な支援についても十分に理解が図られるようなものとするのが重要である。

## ⑥ 基幹相談支援センターの設置促進等について

### 基本的な考え方

- 平成27年4月から原則として全ての障害児者に専門的な相談支援を実施することとされている中、障害児者の相談支援の質の向上を図るため、有識者や関係団体で構成する「相談支援の質の向上に向けた検討会」において相談支援専門員の資質の向上や相談支援体制の在り方について幅広く議論を行い、今後目指すべき方向性について、平成28年10月にそのとりまとめを公表した。
- 上記のとりまとめにおいては、
  - ・ 基幹相談支援センターの設置促進に向け、都道府県においても、障害福祉計画のとりまとめ等の際に、基幹相談支援センターを設置していない市町村に対して相談支援体制の確保に関する取組をフォローし、必要に応じて広域調整などの支援を行うべきこと
  - ・ 相談支援について指導的役割を果たす「主任相談支援専門員(仮称)」を基幹相談支援センターに計画的に配置すべきこと
  - ・ 市町村の支給決定の担当職員においては、機械的に事務処理を進めることのないよう、相談支援従事者研修などに参加することなどを通じて一定の専門的知見を身につけるべき。

といった事項が指摘されている。

- この他、平成28年4月に「安心居住政策研究会」(国土交通省設置)において、障害者の安心した住まいの確保のためには、居住支援協議会と(自立支援)協議会が連携し、入居支援体制を構築することが効果的であるとの意見が示されている。

### 基本指針への記載(案)

- 上記を踏まえ、「第一 三 相談支援の体制の基本的考え方」に以下の事項を追記してはどうか。
  - ・ 都道府県においては、基幹相談支援センターが設置されていない市町村に対し、その設置に向けた積極的な働きかけを行うことや、同センターに、相談支援に関して指導的役割を担う人材を計画的に確保することが必要であること。
  - ・ 障害者が安心して地域に住まえるよう、都道府県及び市町村においては、(自立支援)協議会と居住支援協議会の連携等に努めること。
- また、「第三 三 4 (一)サービスの提供に係る人材の研修」において、以下の事項を追記してはどうか。
  - ・ 地域生活支援事業における障害者相談支援事業及び介護給付費等の支給決定事務に係る業務を適切に実施するため、市町村職員に対して相談支援従事者研修の受講を促すことが望ましいこと。

## ⑦ 意思決定支援及び成年後見制度の利用促進の在り方について

### 基本的な考え方

- 障害者等の権利擁護の取組については、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して支援を行うことや、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行い、当該制度の利用を促進する必要がある旨について、現行の指針に盛り込まれている。
- また、障害者総合支援法施行3年後の見直しの中で、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス、留意点等を取りまとめた「意思決定支援ガイドライン(仮称)」を作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者で共有し、普及を図るべきであることや、意思決定支援の質の向上を図るため、ガイドラインを活用した研修を実施するとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修カリキュラムの中にも位置づけるべきであるとされている。
- さらに、成年後見制度の利用については、平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が成立し、その中で、政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画を定めることとなり、市町村は、当該計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされている。

### 基本指針への記載(案)

- 上記を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、「第四 一 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項」に次のことを規定してはどうか。
  - ・ 都道府県は、意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の機会を通じて、意思決定支援ガイドラインを活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対する普及を図るよう努めること。
  - ・ 市町村等が成年後見制度の利用促進に関する施策を講じるに当たっては、平成二十九年度以降に各市町村において作成に努めることとされている市町村成年後見制度利用促進基本計画との整合性が保たれるようにすることが望ましいこと。

## ⑧情報公表制度による質の向上について

### 基本的な考え方

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が課題となっている。
- このため、平成28年6月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、
  - ① 施設・事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、
  - ② 都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設した。



### 基本指針への記載(案)

- 上記の改正を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、「第三 三 4 (二)指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価」に次のことを規定してはどうか。
  - ・ 情報公表制度の活用により、
    - ①障害福祉サービス等又は障害児通所支援等を利用する障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにする
    - ②事業者の障害福祉サービス内容等を積極的に公表することにより、質の高いサービスの提供が促されることが重要であること。
  - ・ 都道府県においては、事業者に対して制度の周知を図るとともに、より多くの利用者や相談支援専門員等が当該制度を活用できるよう、利活用しやすい仕組み作りや普及及び啓発に向けた取組を実施していくことが必要であること。

## ⑨利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実について

### 基本的な考え方

- 本年7月に相模原市の障害者支援施設において発生した障害者殺傷事件を受け、設置された「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止検討チーム」における議論では、以下の事項が指摘されている。
  - ・ 障害者支援施設等は地域に開かれた施設であるべきというこれまでの方向性を変えることなく、利用者の安全確保を目指していくことが必要であり、その際には、防災対策と共に考えていくことが重要であること。
  - ・ 今般の事件が、障害者の生活支援を行う施設の前職員により引き起こされたものであることを踏まえ、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障害者へのサービスに従事できるようにするため、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要であること。



### 基本指針への記載(案)

- 上記を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、「第四 一 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項」に次のことを規定してはどうか。
  - ・ 障害福祉サービス事業所等においては、地域共生社会の考え方にに基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが必要であり、都道府県や市町村はその支援を行うことが必要であること。また、それらの取組の際には、日常的な地域とのつながりが防災時における障害者等の安全確保につながるとともに、一方で、障害福祉サービス事業所等が発災時には福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえた上で、防災対策とともに考えていくことも必要であること。
  - ・ 障害福祉サービス等を利用する障害者等が安心して生活できるように、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障害者等への支援に従事できるようにするため、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要であること。

## ⑩障害福祉人材の確保について

### 基本的な考え方

- 障害福祉人材の確保については、平成26年の福祉人材確保対策検討会において、基本的な考え方として、「障害福祉分野の人材確保については、介護分野同様に、『参入促進』、『資質の向上』、『労働環境・処遇の改善』のための対策を講じるほか、多様な障害特性に対応できる専門性を持つ人材の育成等を図る必要がある。」ととりまとめられている。
- 現行の指針においても、指定障害福祉サービス等に係る人材を質量ともに確保することの重要性については盛り込んでいるが、上記のような指摘を踏まえ、当該記載を充実させることが必要と考えられる。



### 基本指針への記載(案)

- 上記を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、「第三 三 4 (一) サービスの提供に係る人材の研修」に次のことを規定してはどうか。
  - ・ 都道府県は、障害者等の特性に応じた支援を提供可能な人材を確保できるよう、サービス管理責任者養成研修や児童発達支援管理責任者研修、相談支援従事者研修、重度訪問介護従業者養成研修、同行援護従事者養成研修、行動援護従事者養成研修等の各種研修を十分に実施すること。
  - ・ 都道府県は、
    - ①教育委員会等の教育担当部局と連携し、例えば、学校訪問を行い障害福祉に係る仕事を紹介する等により、若年層における障害福祉サービスに係る理解を促進する取組
    - ②都道府県福祉人材センターと連携し、福祉人材の無料職業紹介を行う取組等を通じ、障害福祉サービス等に係る人材の確保を支援することが望ましいこと。

## 活動指標

# 成果目標と障害福祉サービスの見込量(活動指標)との関係

## (成果目標)

## (活動指標)

<p><b>①施設入所者の地域生活への移行</b></p> <p>【地域生活移行者の増加】 平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行する。</p> <p>【施設入所者の削減】 平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減する。</p>
<p><b>②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</b></p> <p>【障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置状況】 全ての障害福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する。</p> <p>【市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況】 全ての障害福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する。</p> <p>【精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)】 平成32年度末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する。</p> <p>【精神病床における早期退院率】 ・入院後3か月時点の退院率を69%以上とする。 ・入院後6か月時点の退院率を84%以上とする。 ・入院後1年時点の退院率を90%以上とする。</p>
<p><b>③障害者の地域生活の支援</b></p> <p>【地域生活支援拠点の整備】 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備する。</p>
<p><b>④福祉施設から一般就労への移行等</b></p> <p>【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】 平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とする。</p> <p>【就労移行支援事業の利用者の増加】 平成28年度末における利用者数を2割以上増加させる。</p> <p>【就労移行支援事業所の就労移行率の増加】 就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。</p> <p>【職場定着率の増加】 就労定着支援開始1年後の職場定着率を8割以上とする。</p>
<p><b>⑤障害児支援の提供体制の整備等</b></p> <p>【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】 ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する(圏域での設置も可)。 ・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。</p> <p>【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】 各市町村に少なくとも1か所以上確保する(圏域での確保も可)。</p> <p>【医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置】 平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける(市町村は圏域での設置も可)。</p>

<p>(都道府県・市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問系サービス(居宅介護等)の利用者数、利用時間数</li> <li>○ 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数</li> <li>○ 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数</li> <li>○ 自立生活援助の利用者数</li> <li>○ 共同生活援助の利用者数</li> <li>○ 地域定着支援の利用者数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活介護の利用者数、利用日数</li> <li>○ 就労移行支援の利用者数、利用日数</li> <li>○ 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数</li> <li>○ 地域移行支援の利用者数</li> <li>○ 施設入所支援の利用者数</li> </ul>
<p>(都道府県・市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問系サービス(居宅介護等)の利用者数、利用時間数</li> <li>○ 自立訓練(生活訓練)の利用者数、利用日数</li> <li>○ 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数</li> <li>○ 自立生活援助の利用者数</li> <li>○ 共同生活援助の利用者数</li> <li>○ 地域移行支援の利用者数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活介護の利用者数、利用日数</li> <li>○ 就労移行支援の利用者数、利用日数</li> <li>○ 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数</li> <li>○ 計画相談支援の利用者数</li> <li>○ 地域定着支援の利用者数</li> </ul>
<p>(都道府県・市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就労移行支援の利用者数、利用日数</li> <li>○ 就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)から一般就労への移行者数</li> <li>○ 就労定着支援の利用者数</li> </ul>	
<p>(都道府県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者に対する職業訓練の受講者数</li> <li>○ 福祉施設から公共職業安定所に誘導する福祉施設利用者数</li> <li>○ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導する福祉施設利用者数</li> <li>○ 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数</li> </ul>	
<p>(都道府県・市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童発達支援の利用児童数、利用日数</li> <li>○ 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数</li> <li>○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数</li> <li>○ 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数</li> <li>○ 居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数</li> <li>○ 障害児相談支援の利用児童数</li> <li>○ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数</li> </ul>	
<p>(都道府県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉型障害児入所施設の利用児童数</li> <li>○ 医療型障害児入所施設の利用児童数</li> </ul>	
<p>(都道府県・指定都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達障害者支援地域協議会の開催</li> <li>○ 発達障害者支援センターによる相談支援</li> <li>○ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言</li> <li>○ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発</li> </ul>	

## 活動指標の全体像

福祉施設から一般就労への移行等、障害福祉サービス、相談支援、発達障害者支援及び障害児支援に係る活動指標の全体像及び各々の見込みを立てる際の勘案事項は次表のとおり。

なお、サービスの量は、障害福祉サービスの訪問系はまとめて、それ以外のサービスはそれぞれの種類ごとに見込む。

また、サービスの量を見込むに当たっては、長期入院患者の地域移行のニーズを踏まえて見込むこととし、実績については障害種別ごとに把握することとする。

<福祉施設から一般就労への移行等>

事項	第5期障害福祉計画の活動指標の考え方
就労移行支援事業の利用者数	第4期障害福祉計画からの継続。
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数	第4期障害福祉計画からの継続。
福祉施設から公共職業安定所に誘導する福祉施設利用者数	福祉施設から一般就労への移行により一層資する活動指標とするため、どの程度の利用者が福祉施設から公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターに誘導され、そのうちの程度が支援を受けて就職しているかを一貫性を持って把握する活動指標として改める。 (参考)第4期障害福祉計画の活動指標
福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導する福祉施設利用者数	・障害者トライアル雇用事業の開始者数 ・職場適応援助者による支援対象者数 ・障害者就業・生活支援センター事業による支援対象者数 ・公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援件数
福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数	
障害者に対する職業訓練の受講者数	職業能力開発促進法に基づく障害者への職業訓練は、障害者委託訓練だけでなく、障害者職業能力開発校と一般の職業能力開発校でも実施していることから、第4期障害福祉計画の活動指標であった「障害者の多様な委託訓練事業の受講者数」は、「障害者に対する職業訓練の受講者数」と改める。
就労定着支援事業の利用者数	就労定着支援開始1年後の職場定着率を成果目標として設定することから、新たに活動指標として設定。



<障害福祉サービス、相談支援>

区分	サービスの種類	現に利用している者の数	障害者等のニーズ	平均的な一人当たり利用量	施設入所者の地域生活への移行者数(成果目標)	入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に当該サービスの利用が見込まれる者の数	福祉施設利用者一般就労への移行者数(成果目標)
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の利用者数、利用時間数	○	○	○	○	○	○
	生活介護の利用者数、利用日数	○	○	○	○	○	○
日中活動系	自立訓練(機能訓練)の利用者数、利用日数	○	○	○	○	○	○
	自立訓練(生活訓練)の利用者数、利用日数	○	○	○	○	○	○
	就労移行支援の利用者数、利用日数	○	○※1	○	○	○	○
	就労継続支援(A型)の利用者数、利用日数	○	○※2	○	○	○	○
	就労継続支援(B型)の利用者数、利用日数	○	○	○	○	○	○
	就労定着支援の利用者数		○				○
	療養介護の利用者数	○	○				
	短期入所(福祉型・医療型)の利用者数、利用日数	○	○	○	○	○	

※1:特別支援学校卒業者等、新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数を含む

※2:地域の雇用情勢等も勘案して必要なサービス量を見込む

<障害福祉サービス、相談支援>

区分	サービスの種類	現に利用している者の数	障害者等のニーズ	平均的な一人当たり利用量	施設入所者の地域生活への移行者数(成果目標)	入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に当該サービスの利用が見込まれる者の数	福祉施設利用者一般就労への移行者数(成果目標)
居住支援・施設系	自立生活援助の利用者数		○※3		○	○	
	共同生活援助の利用者数	○	○※4		○	○	
	施設入所支援の利用者数	○	○※5		△※6		
相談支援	計画相談支援の利用者数	○	○			○	
	地域移行支援の利用者数	○	○		○	○	
	地域定着支援の利用者数	○	○※3		○	○	

※3:単身である障害者の数・居住している家族による支援を受けられない障害者の数を見込む

※4:一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数を見込む

※5:グループホーム等での対応が困難な者といった真に必要と判断される数を見込む

※6:地域生活への移行者数を控除して見込む

<発達障害者支援関係>

事項

発達障害者地域支援協議会の開催回数

発達障害者支援センターの相談件数

発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数

発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数

<障害児支援>

サービスの種類	現に利用している障害児の数	障害児等のニーズ	医療的ケアを必要とする障害児のニーズ	平均的な一人当たり利用日数	地域における児童数の推移	保育所や認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ等での障害児の受入状況	入所施設から退所後に利用が見込まれる障害児の数
児童発達支援の利用児童数、利用日数	○	○	○	○	○	○	○
医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数	○	○	○	○	○	○	○
放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数	○	○	○	○	○	○	○
保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数	○	○	○	○	○	○	
居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数		○	○	○	○		
障害児相談支援の利用児童数	○	○	○		○		
福祉型障害児入所施設の利用児童数	○	○	○		○		
医療型障害児入所施設の利用児童数	○	○	○		○		

事項

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

# 障害福祉計画及び障害児福祉計画 に係る基本指針構成案

見直し後の基本指針構成案（項目は見え消し修正）

第一 障害福祉サービス及び相談支援等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

大項目	中項目	見直し内容(案)
一 基本的理念	<p>1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援</p> <p>2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等</p> <p>3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備</p> <p><u>4 地域共生社会の実現に向けた取組</u></p> <p><u>5 障害児の健やかな育成のための発達支援</u></p>	<p>2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等（以下の記述を追加） 難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障害福祉サービスの活用が促されるようにする。</p> <p>3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備（以下の記述を追加） 精神病床における長期入院患者の地域移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会的実現に向けた取組の推進が必要である。 これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。</p> <p>4 地域共生社会の実現に向けた取組（新規に記述） 地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合える地域共生社会の実現に向け、次のような取組等を計画的に推進する。 （一）地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り （二）地域の実情に応じた、制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保等に係る取組 （三）人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的な支援体制の構築</p> <p>5 障害児の健やかな育成のための発達支援（新規に記述） 障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、市町村を障害児通所支援及び障害児相談支援の実施主体の基本とするとともに、都道府県を障害児入所支援の実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図りつつ、地域支援体制の構築を図る。 また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。 さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。</p>

見直し後の基本指針構成案（項目は見え消し修正）

第一 障害福祉サービス及び相談支援等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

大項目	中項目	見直し内容(案)
二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	<p>1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障</p> <p>2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障</p> <p>3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備</p> <p>4 福祉施設から一般就労への移行等の推進</p>	<p>・基本的に現行の内容に同じ</p>
三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	<p><u>1 相談支援体制の構築</u></p> <p><u>2 地域移行や地域定着のための支援体制の確保</u></p> <p><u>3 発達障害者等に対する支援</u></p> <p><u>4 協議会の設置等</u></p>	<p>1 相談支援体制の構築（以下の記述を追加） 基幹相談支援センターを設置し、相談支援に関して指導的役割を担う人材を計画的に確保するとともに、その機能を有効に活用することが重要である。また、都道府県においては、同センターが設置されていない市町村に対し、その設置に向けた積極的な働きかけを行うことが必要である。</p> <p>3 発達障害者等に対する支援（新規に記述） 発達障害者又は発達障害児（以下「発達障害者等」という。）が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、都道府県及び指定都市は、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者支援センターの複数設置や発達障害者地域支援マネジャーの配置等の適切な配慮を行うことが重要である。また、これらの発達障害者等に対する支援については、別表第一の七の表各項に掲げる事項を活動指標として設定して取り組むことが適当である。</p> <p>4 協議会の設置等（以下の記述を追加） 障害者が安心して地域に住むことができるよう、都道府県及び市町村においては、協議会と住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携に努めることが求められる。 発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行を踏まえ、都道府県及び指定都市は、地域における発達障害者等の課題について情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証し、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う発達障害者支援地域協議会を設置し、活用することも重要である。</p>

## 見直し後の基本指針構成案（項目は見え消し修正）

## 第一 障害福祉サービス及び相談支援等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

大項目	中項目	見直し内容(案)
四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	<p><b>1 地域支援体制の構築</b></p> <p><b>2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援</b></p> <p><b>3 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進</b></p>	<p>1 地域支援体制の構築(新規に記述)</p> <p>障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要である。</p> <p>児童発達支援センターについては、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ることが必要である。</p> <p>また、障害児入所施設についても同様に、専門的機能の強化を図った上で、地域において、虐待を受けた障害児等への対応を含め、様々なニーズに対応する機関としての役割を担う必要がある。特に、短期入所や親子入所等の実施体制の整備に努める必要がある。</p> <p>これらの障害児通所支援及び障害児入所支援は、障害児支援の両輪として、相互に連携を取りながら進める必要があるため、都道府県は、障害児通所支援の広域的な調整及び障害児入所支援の体制整備の双方の観点から一体的な方針を策定することが必要である。</p> <p>さらに、障害児に対する障害児通所支援や障害児入所支援から、障害者に対する障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、都道府県と市町村は緊密な連携を図る必要がある。</p> <p>加えて、障害児通所支援事業所及び障害児入所施設は、障害児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、常に支援の質の向上と支援内容の適正化を図る必要がある。</p> <p>2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援(新規に記述)</p> <p>障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要である。</p> <p>また、障害児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに、都道府県及び市町村の障害児支援を担当する部局においては、それぞれの子育て支援担当部局や保健医療担当部局との連携体制を確保することが必要である。</p> <p>さらに、障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、都道府県及び市町村の障害児支援を担当する部局においては、教育委員会等との連携体制を確保することが必要である。</p> <p>3 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進(新規に記述)</p> <p>保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進を図る必要がある。</p>

## 見直し後の基本指針構成案（項目は見え消し修正）

## 第一 障害福祉サービス及び相談支援等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

大項目	中項目	見直し内容(案)
四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	<p><b>4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備</b></p> <p><b>5 障害児相談支援の提供体制の確保</b></p>	<p>4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備(新規に記述)</p> <p>(一) 重症心身障害児に対する支援体制の充実</p> <p>重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図る。</p> <p>(二) 医療的ケア児に対する支援体制の充実</p> <p>医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるように、障害児支援等の充実を図る。さらに、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要である。なお、この場においては、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していくことが必要である。</p> <p>加えて、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することが必要である。このコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野における支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担っている。なお、市町村単独での配置が困難な場合には、圏域での配置も差し支えない。</p> <p>(三) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実</p> <p>強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る必要がある。</p> <p>(四) 虐待を受けた障害児等に対する支援体制の整備</p> <p>虐待を受けた障害児等に対しては、障害児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めることが必要である。</p> <p>5 障害児相談支援の提供体制の確保(新規に記述)</p> <p>障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っている。このため、障害者に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図る必要がある。</p>

## 見直し後の基本指針構成案（項目は見え消し修正）

## 第二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

項目	現行の成果目標	改正後の成果目標(案)
一 福祉施設の入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することを基本とする。</li> <li>平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを基本とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。</li> <li>平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。</li> </ul>
二 入院中の精神障害者の地域生活への移行精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度末の入院後3か月時点の退院率については64%以上とし、入院後1年時点の退院率については、91%以上とすることを基本とする。</li> <li>長期在院者数については、平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点の数から18%以上削減することを基本とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成32年度末までに障害保健福祉圏域、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。</li> <li>平成32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を目標値として設定する。</li> <li>平成32年度の精神病床における入院後3か月時点の退院率は69%以上、入院後6か月時点の退院率は84%以上、入院後1年時点の退院率は90%以上とすることを基本とする。</li> </ul>
三 地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。</li> </ul>
四 福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。</li> <li>就労移行支援事業の利用者数について、平成29年度末における利用者数が平成25年度末の数の6割以上増加することを目指す。</li> <li>就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。</li> <li>就労移行支援事業の利用者数について、平成32年度末における利用者数が平成28年度末の数の2割以上増加することを目指す。</li> <li>就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す。</li> <li>就労定着支援事業による支援開始から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。</li> </ul>

## 見直し後の基本指針構成案（項目は見え消し修正）

## 第二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

項目	現行の成果目標	改正後の成果目標(案)
五 障害児支援の提供体制の整備等	(新設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。</li> <li>平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</li> <li>主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。</li> <li>平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。</li> </ul>

見直し後の基本指針構成案 (項目は見え消し修正)

第三 障害福祉計画等の作成に関する事項

大項目	中項目	見直し内容(案)
一 障害福祉計画等の作成に関する基本的事項	1 作成に当たって留意すべき基本的事項 (一)障害者等の参加 (二)地域社会の理解の促進 (三)総合的な取組 2 障害福祉計画等の作成のための体制の整備 (一)障害福祉計画等作成委員会等の開催 (二)市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携 (三)市町村と都道府県との間の連携 3 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握 4 <u>障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備</u> 45 区域の設定 56 住民の意見の反映 67 他の計画との関係 78 定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置	4 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備(新規に記述) 都道府県及び市町村は、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて、障害児通所支援等を利用する障害児の保護者に調査を行う等により把握し、都道府県及び市町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等における障害児の受入れの体制整備を行うものとする。
二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項	1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 2 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込み及びその見込量の確保のための方策 (一)各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込み	2(一)各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込み(以下の記述を追加) 指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な見込みの設定にあたっては、障害児に対する障害児通所支援や障害児入所支援から障害者に対する障害福祉サービスへ円滑に支援の移行を図ることを考慮しながら設定することが必要である。 特に、障害児入所支援から障害福祉サービスへの支援の移行にあたっては、市町村は都道府県と連携し、障害児入所施設や障害福祉サービス事業所等と協力しながら、障害児が指定障害児入所施設等へ入所した後から、退所後の支援を見据え、連絡調整を図っていくことが必要である。

見直し後の基本指針構成案 (項目は見え消し修正)

第三 障害福祉計画等の作成に関する事項

大項目	中項目	見直し内容(案)
二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項	(二)指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策 (三)地域生活支援拠点等の整備 (四)圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し及び並びに計画的な基盤整備の方策 3 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項 4 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項 (一)指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項 (二)指定通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項	2(二)指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策(以下の記述を追加) 指定通所支援等については、指定通所支援等の事業を行う意向を有する者に対して、障害児に対する質の高い専門的な発達支援を行うことを徹底した上で、事業者の確保に努めることが必要である。 2(三)地域生活支援拠点等の整備(以下の記述を追加) 各地域においてどのような体制を構築するか等、目指すべき地域生活支援拠点等の整備方針を検討するため、協議会等を十分に活用することが必要である。 また、当該整備方針を踏まえ、障害者等の生活を地域全体で支える核として地域生活支援拠点等を機能させるためには、運営上の課題の共有や関係者への研修の実施等、地域生活支援拠点等に関与する全ての機関及び人材の有機的な結びつきを強化するとともに、整備方針や必要な機能が各地域の実情に適しているかといった観点や、地域における課題に対応できるかという観点から、中長期的に必要な機能を見直し、その強化を図るため、十分に検証及び検討を行うことが必要である。 なお、第四期障害福祉計画の期間中に地域生活支援拠点等の整備を行わなかった市町村又は圏域においては、既に整備が進んでいる地域の事例等も参考とし、地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、積極的な整備に努める必要がある。 4(二)指定通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項(新規に記述) 目標達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、保健、医療、児童福祉、教育等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関その他の関係機関と連携することが必要である。

見直し後の基本指針構成案（項目は見え消し修正）

第三 障害福祉計画等の作成に関する事項

大項目	中項目	見直し内容(案)
三 都道府県障害福祉計画等の作成に関する事項	<p>1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の提供体制の確保に関する目標に関する事項</p> <p>2 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその並びに指定障害福祉サービス等及び指定通所支援の見込量の確保のための方策</p> <p>(一)各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み</p> <p>(二)指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策</p> <p>(三)地域生活支援拠点等の整備及び市町村の支援等</p> <p>(四)圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策</p> <p>3 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数</p>	<p>2(二)指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策(以下の記述を追加)</p> <p>指定通所支援等については、指定通所支援等の事業を行う者に対して、障害児に対する質の高い専門的な発達支援を行うことを徹底した上で、事業者の確保に努めることが必要である。</p> <p>2(三)地域生活支援拠点等の整備及び市町村の支援等(以下の記述を追加)</p> <p>第四期障害福祉計画の期間中に地域生活支援拠点等の整備を行わなかった市町村及び圏域に対して、整備に向けた検討を早期に行うよう促す必要がある。</p> <p>3 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数(以下の記述を追加)</p> <p>指定障害児入所施設等の必要入所定員総数については、障害児に対する障害児入所支援から障害者に対する障害福祉サービスへ円滑に支援の移行を図ることを考慮しながら設定することが必要である。</p> <p>このため、都道府県は市町村と連携し、障害児入所施設や障害福祉サービス事業所等と協力しながら、指定障害児入所施設等に入所が必要な障害児のニーズを把握し、地域の実情を踏まえて設定するとともに、障害児が指定障害児入所施設等へ入所した後から、退所後の支援を見据え、連絡調整を図っていくことが必要である。</p>

見直し後の基本指針構成案（項目は見え消し修正）

第三 障害福祉計画等の作成に関する事項

大項目	中項目	見直し内容(案)
三 都道府県障害福祉計画等の作成に関する事項	<p>4 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援等及び指定通所支援等にに従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置</p> <p>(一)サービスの提供に係る人材の研修</p>	<p>4(一)サービス提供に係る人材の研修(以下の記述を追加)</p> <p>都道府県は、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員に対して、サービス管理責任者養成研修や、児童発達支援管理責任者研修、相談支援従事者研修等の研修を十分に実施することが必要である。また、サービスの直接の担い手である居宅介護従事者の養成等についても、障害者等の特性に応じた支援を提供可能な人材を確保できるよう、居宅介護職員初任者研修に加え、重度訪問介護従業者養成研修や、同行援護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修等の研修を十分に実施することが必要である。</p> <p>相談支援専門員に向けた研修を行うに当たっては、難病患者等や重症心身障害児者、医療的ケア児等の特性に応じた適切な支援についても十分に理解が図られるようなものとするのが重要である。さらに、適切な支援の提供が障害者等の自立及び社会参加に資することも踏まえ、地域生活支援事業における障害者相談支援事業及び介護給付費等の支給決定事務に係る業務を適切かつ主体的に実施するため、市町村職員に対して相談支援従事者研修の受講を促すことが望ましい。</p> <p>都道府県は、教育委員会等の教育担当部局と連携し、例えば、学校訪問を行い障害福祉に係る仕事を紹介する等により、若年層における障害福祉サービスに係る理解を促進する取組や、都道府県福祉人材センターと連携し、福祉人材の無料職業紹介を行う等の取組を通じ、障害福祉サービス等支援に係る人材の確保を支援することが望ましい。</p>

見直し後の基本指針構成案（項目は見え消し修正）

第三 障害福祉計画等の作成に関する事項

大項目	中項目	見直し内容(案)
三 都道府県障害福祉計画等の作成に関する事項	<p>(二)指定障害福祉サービス等支援の事業者に対する第三者の評価</p> <p>―(三)障害者等に対する虐待の防止</p> <p>5 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項</p> <p>6 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項</p> <p><u>(一)区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項</u></p> <p><u>(二)区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項</u></p>	<p>4(二)指定障害福祉サービス等支援の事業者に対する第三者の評価（以下の記述を追加）</p> <p>障害者総合支援法等一部改正法の成立により、障害福祉サービス等情報公表制度が創設されたことを踏まえ、当該制度の活用により、障害福祉サービス等又は障害児通所支援等を利用する障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることが重要である。このため、都道府県においては、事業者に対して制度の周知を図るとともに、より多くの利用者や相談支援専門員等が当該制度を活用できるよう、利活用しやすい仕組み作りや普及及び啓発に向けた取組を実施していくことが必要である。</p> <p>6(二)区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項（新規に記述）</p> <p>目標達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、保健、医療、児童福祉、保育、教育等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関その他の関係機関と連携することが必要である。</p> <p>「障害者等に対する虐待の防止」については、「第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項(新設)」に移動</p>
四 障害児支援のための計画的な基盤整備	<p>1 児童発達支援センター及び障害児入所施設を中核とした地域支援体制の整備</p> <p>2 子育て支援に係る施策との連携</p> <p>3 教育との連携</p> <p>4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備</p> <p>5 障害児通所支援及び障害児入所支援の一体的な方針策定</p>	<p>「第一 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方」に移動</p>
五四 その他	<p>1 障害福祉計画等の作成の時期</p> <p>2 障害福祉計画等の期間</p> <p>3 障害福祉計画等の公表</p>	<p>・基本的に現行の内容と同じ</p>

見直し後の基本指針構成案（項目は見え消し修正）

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項(新設)

大項目	中項目	見直し内容(案)
一 障害者等に対する虐待の防止		<p>(「第三 三 (三)障害者等に対する虐待の防止」から記述を移動の上、以下の記述を追加)</p> <p>次に掲げる点に配慮し、障害者等に対する虐待事案を効果的に防止することが必要である。</p> <p>1 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見（新規に記述）</p> <p>都道府県及び市町村においては、虐待事案を未然に防止する観点から、相談支援専門員、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障害者等及びその養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求めることが必要である。また、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等の設置者・管理者に対し、障害者等虐待防止研修受講の徹底及び虐待を防止するための委員会の設置を促すなど、各種研修や指導監査などあらゆる機会を通じて指導助言を継続的に行うことが重要である。特に、継続サービス利用支援により、居宅や施設等への訪問を通じて障害者等やその世帯の状況等を把握することが可能であることに鑑み、相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について周知を図る必要がある。</p> <p>2 一時保護に必要な居室の確保（新規に記述）</p> <p>市町村においては、虐待を受けた障害者等の保護及び自立支援を図るため、一時保護に必要な居室を確保する観点から地域生活支援拠点を活用するとともに、都道府県においては、必要に応じて、一時保護のために必要な居室の確保について市町村域を超えた広域的な調整を行うこととする。</p> <p>3 指定障害児入所支援に従事する職員への研修（新規に記述）</p> <p>指定障害児入所支援については、児童福祉法に基づき、被措置児童等虐待対応が図られるが、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等と同様に、入所児童に対する人権の擁護、虐待の防止等のため、職員に対する研修等の実施が必要である。</p> <p>4 権利擁護の取組（以下の記述を追加）</p> <p>障害者等の権利擁護の取組を行うに当たっては、成年後見制度の利用の促進に関する法律を踏まえ、各市町村において作成に努めることとされている市町村成年後見制度利用促進基本計画との整合性が保たれるようにすることが望ましい。</p>



## 見直し後の基本指針構成案（項目は見え消し修正）

## 第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項(新設)

大項目	中項目	見直し内容(案)
二 意思決定支援の促進		(新規に記述) 都道府県は、意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の機会を通じて、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して普及を図るように努める必要がある。
三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進		(新規に記述) 都道府県及び市町村においては、国との連携を図りながら、障害者の芸術文化活動の振興を図ることにより、障害者等の社会参加や障害者等に対する理解を促進していくことが重要である。このため、相談支援や人材育成、発表の機会、住民の参加機会の確保等の芸術文化活動の支援を行うことが望ましい。
四 障害を理由とする差別の解消		(新規に記述) 共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要であり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律では、障害者等に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定するとともに、対象となる障害者等は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られるものではないこととしている。 都道府県及び市町村は、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動などを行う必要があるとともに、指定障害福祉サービス等支援の事業者をはじめとする福祉分野の事業者は、障害を理由とする差別を解消するための取組を行うに当たり、厚生労働省が作成した「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」を踏まえ、必要かつ合理的な配慮などについて、具体的場や状況に応じて柔軟に対応することが期待される。

## 見直し後の基本指針構成案（項目は見え消し修正）

## 第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項(新設)

大項目	中項目	見直し内容(案)
五 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業者における利用者への安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実		(新規に記述) 障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所においては、地域共生社会の考え方に基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要であり、都道府県及び市町村はその支援を行う必要がある。また、それらの取組の際には、日常的な地域とのつながりが発災時における障害者等の安全確保につながるのと同時に、一方で、障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所が発災時には福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえた上で、防災対策とともに考えていくことも必要である。 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を利用する障害者等が安心して生活できるように、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障害者等への支援に従事できるようにするため、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要である。